

栃木県公報

令和 6 (2024)年 3月29日(金) 号 外 第 21 号

目	次	
規	BII	

○栃木県行政組織規程の一部改正…………

..... 1

規則

栃木県規則第4号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。 令和6年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程(昭和39年栃木県規則第27号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(課、室、班及び担当)

- 第9条 栃木県部局設置条例に定める各部局(以下「各部局」という。)の下に、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の右欄に掲げる班及び担当を置く。
 - (1) (2) 略
 - (3) 生活文化スポーツ部

	課・室名		班・担当名
略			
統	計	課	管理普及担当、統計分析担 当、人口労働統計担当、 <u>生</u> 活産業統計担当

(4) 保健福祉部

課・室名	班・担当名
保健福祉課	企画調整担当、地域保健担当、地域福祉担当、生活保護担当
医療政策課	医療指導担当、在宅医療・介護連携担当、地域医療担当、医療体制整備担当、看護職員育成担当、県立病院担当
略	
感染症対策課	感染症対策担当、 <u>新興感染</u> 症体制整備担当
略	
医薬・生活衛生課	生活衛生・動物愛護担当、 温泉・薬物対策担当、薬事

(課、室、班及び担当)

- 第9条 栃木県部局設置条例に定める各部局(以下「各部局」という。)の下に、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の右欄に掲げる班及び担当を置く。
 - (1) (2) 略
 - (3) 生活文化スポーツ部

	課・室名		班・担当名
略			
統	計	課	管理普及担当、統計分析担 当、人口労働統計担当、 <u>産</u> 業統計担当、生活統計担当

(4) 保健福祉部	
課・室名	班・担当名
保健福祉課	企画調整担当、地域保健担当、地域福祉担当、生活保護担当、県立病院担当
医療政策課	医療指導担当、在宅医療・介護連携担当、地域医療担当、医療体制整備担当、看護職員育成担当
略	
感染症対策課	感染症対策担当、新型コロ ナ対策推進担当、ワクチン 接種推進担当
略	
生活 衛 生 課	衛生・水道担当、食品安全

推進班

(2)

審查担当、食品安全推進班 略

(5) 環境森林部

課・室名	班・担当名
略	
資源循環推進課	企画推進担当、廃棄物対策 担当、審査指導班 <u>、県営処</u> 分場管理担当
略	

- (6) (7) 略
- (8) 県土整備部

(0) 水工走岬巾	
課・室名	班・担当名
略	
砂防水資源課	略
上下水道課	事業管理担当、上水道担 当、下水道担当
都市政策課	景観づくり担当、開発指導 担当、計画担当、 <u>盛土安全</u> 推進班
都市整備課	事業管理担当、街路担当、 公園緑地担当、まちづくり 支援担当
略	

(9) 略

2 前項に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

課名				室名	
略					
気候変動対策課		略			
略					
農	政	課	略		

(分掌事務)

第11条 第9条第1項の課及び室並びに前条の課の 分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部 略

経営管理部

財政課 略

人事課

- (1)~(6) 略
- (7) 損害賠償事務の指導及び地方自治法<u>第243条</u> <u>の2の8</u>の規定に基づく職員の賠償責任に関すること。
- (8)~(12) 略

行政改革 I C T 推進課 · 職員厚生課 略 文書学事課

(1)~(10) 略

<u>薬</u>	務	課	温泉・薬物対策担当、薬事 審査担当
眩			

(5) 環境森林部

課・室名	班・担当名
略	
資源循環推進課	企画推進担当、廃棄物対策 担当、審査指導班
略	

- (6) (7) 略
- (8) 県土整備部

課・室名	班・担当名
略	
砂防水資源課	略
	景観づくり担当、開発指導
都市計画課	担当、計画担当、まちづく
	り支援担当
	事業管理担当、街路担当、
都 市 整 備 課	公園緑地担当
略	

(9) 略

2 前項に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

課名	室名
略	
気候変動対策課	略
資源循環推進課	<u>県営処分場整備室</u>
略	
農 政 課	略
都 市 整 備 課	下水道室

(分掌事務)

第11条 第9条第1項の課及び室並びに前条の課の 分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部 略

経営管理部

財政課 略

人事課

- (1)~(6) 略
- (7) 損害賠償事務の指導及び地方自治法<u>第243条</u> <u>の2</u> の規定に基づく職員の賠償責任に関すること。
- (8) \sim (12) 略

行政改革 I C T 推進課・職員厚生課 略 文書学事課

(1)~(10) 略

(11)~(23) 略

管財課・税務課 略

生活文化スポーツ部

県民協働推進課・文化振興課 略 スポーツ振興課

- (1) \sim (9) 略
- (10) <u>自転車活用推進法の施行に関すること(交</u> 通政策課の所掌するものを除く。)。
- (11)~(20) 略

くらし安全安心課 略

人権男女共同参画課

- (1)~(3) 略
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法 律の施行に関すること。
- <u>(5)</u> 略
- (6) 社会福祉法の施行に関すること (<u>女性自立支援施設</u>を経営する事業及び隣保事業に係るものに限る。)。
- (7)~(14) 略
- (15) とちぎ男女共同参画センター(<u>女性相談支援センター</u>・<u>女性自立支援施設</u>・配偶者暴力相談支援センター)に関すること。
- (16) (17) 略

統計課 略

保健福祉部

保健福祉課

- (1)~(11) 略
- (12) 社会福祉法の施行に関すること(<u>人権男女</u> <u>共同参画課</u>、高齢対策課、障害福祉課、こ ども政策課及び指導監査課の所掌するものを除 く。)。
- (13) \sim (26) 略

(27) 略

医療政策課

- (1)~(12) 略
- (13) <u>栃木県医師修学資金等貸与条例</u>の施行に関すること。
- $(14) \sim (28)$ 略
- (29) 県立病院の管理及び経営に関すること。
- (30) <u>地方独立行政法人栃木県立がんセンターに</u> 関すること。

- (11) 官報報告に関すること。
- (12)~(24) 略

管財課・税務課 略

生活文化スポーツ部

県民協働推進課・文化振興課 略 スポーツ振興課

- (1) \sim (9) 略
- (10)~(19) 略

くらし安全安心課 略

人権男女共同参画課

(1)~(3) 略

- (4) 略
- (5) 売春防止法の施行に関すること。
- (6) 社会福祉法の施行に関すること (<u>婦人保護施</u> <u>設</u>を経営する事業及び隣保事業に係るもの に限る。)。
- (7)~(14) 略
- (15) とちぎ男女共同参画センター (<u>婦人相談所</u> ・<u>婦人保護施設</u>・配偶者暴力相 談支援センター) に関すること。
- (16) (17) 略

統計課 略

保健福祉部

保健福祉課

- (1)~(11) 略
- (12) 社会福祉法の施行に関すること (人権・青 少年男女参画課、高齢対策課、障害福祉課、こ ども政策課及び指導監査課の所掌するものを除 く。)。
- (13)~(26) 略
- (27) 県立病院の管理及び経営に関すること。
- (28) 地方独立行政法人栃木県立がんセンターに 関すること。
- (29) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテー ションセンターに関すること (障害福祉課の所 掌するものを除く。)。
- (30) 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院に関すること。
- (31) 略

医療政策課

- (1)~(12) 略
- (13) <u>栃木県医師修学資金貸与条例</u> の施行に関すること。
- (14) \sim (28) 略

- (31) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテー ションセンターに関すること (障害福祉課の所 掌するものを除く。)。
- (32) 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院に関すること。

高齢対策課~障害福祉課 略 こども政策課

- (1)~(25) 略
- (26) 文部科学省に係る叙位、叙勲及び褒章に関すること(幼稚園又は<u>幼保連携型認定こども園</u>のみの設置を目的とする学校法人に係るものに限る。)。
- (27) 略

医薬・生活衛生課

(1)~(26) 略

(27) \sim (30) 略

- (31) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関すること (動物薬事に係るものを除く。)。
- (32) 薬剤師法の施行に関すること。
- (33) 毒物及び劇物取締法の施行に関すること。
- (34) 薬用植物に関すること。
- (35) 薬事関係統計調査に関すること。
- (36) 国有ワクチン供給に関すること。
- (37) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関すること。
- (38) 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関すること。
- (39) 大麻取締法の施行に関すること。
- (40) 覚醒剤取締法の施行に関すること。
- (41) あへん法の施行に関すること。
- (42) <u>栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の施</u> 行に関すること。
- (43) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関す る法律の施行に関すること。
- (44) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行に関すること。
- (45) 温泉法の施行に関すること。
- (46) 栃木県環境審議会温泉部会に関すること。
- (47) 前各号に掲げるもののほか、生活衛生、薬 事及び温泉に関すること。

高齢対策課~障害福祉課 略 こども政策課

- (1)~(25) 略
- (26) 文部科学省に係る叙位、叙勲及び褒章に関すること(幼稚園又は<u>幼保連携型認定子ども園</u>のみの設置を目的とする学校法人に係るものに限る。)。
- (27) 略

生活衛生課

- (1)~(26) 略
- (27) 水道法の施行に関すること。
- (28) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関すること。
- (29) 栃木県小規模水道条例の施行に関すること。

(30) \sim (33) 略

(34) 前各号に掲げるもののほか、生活衛生に関すること。

<u>薬務課</u>

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全 性の確保等に関する法律の施行に関すること (動物薬事に係るものを除く。)。
- (2) 薬剤師法の施行に関すること。

国保医療課 略

指導監査課

- (1) 社会福祉法の施行に関すること(社会福祉法 人の指導監督及び社会福祉事業(<u>女性自立支援</u> 施設を経営する事業及び隣保事業を除く。)を 経営する者の指導監査に係るものに限る。)。
- (2)~(12) 略

環境森林部

環境森林政策課·気候変動対策課 略 環境保全課

- (1)~(20) 略
- (21) 水道法の施行に関すること (水道水質管理 計画に関することに限る。)。
- (22) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関すること。

自然環境課 略 資源循環推進課

- (1)~(14) 略
- (15) 県営最終処分場の<u>運営</u>に関すること。 林業木材産業課
- (1)~(15) 略
- (16) <u>栃木県林業大学校に関すること。</u> 森林整備課 略

産業労働観光部

産業政策課~観光交流課 略 労働政策課

- (1)~(11) 略
- (12) 労働相談 に関すること。
- (13)~(26) 略

農政部

- (3) 毒物及び劇物取締法の施行に関すること。
- (4) 薬用植物に関すること。
- (5) 薬事関係統計調査に関すること。
- (6) 国有ワクチン供給に関すること。
- (7) <u>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する</u> 法律の施行に関すること。
- (8) 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関すること。
- (9) 大麻取締法の施行に関すること。
- (10) 覚醒剤取締法の施行に関すること。
- (11) あへん法の施行に関すること。
- (12) <u>栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の施</u> 行に関すること。
- (13) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関すること。
- (14) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推 進に関する法律の施行に関すること。
- (15) 温泉法の施行に関すること。

- (16) 栃木県環境審議会温泉部会に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、薬事及び温泉 に関すること。

国保医療課 略

指導監査課

- (1) 社会福祉法の施行に関すること(社会福祉法 人の指導監督及び社会福祉事業(<u>婦人保護施設</u> ___を経営する事業及び隣保事業を除く。)を 経営する者の指導監査に係るものに限る。)。
- (2)~(12) 略

環境森林部

環境森林政策課·気候変動対策課 略 環境保全課

(1)~(20) 略

自然環境課 略 資源循環推進課

- (1)~(14) 略
- (15) 県営最終処分場の<u>整備</u>に関すること。 林業木材産業課
- (1)~(15) 略

森林整備課 略

産業労働観光部

産業政策課~観光交流課 略 労働政策課

- (1)~(11) 略
- (12) 労政事務所に関すること。
- (13) \sim (26) 略

農政部

農政課

- (1) (2) 略
- (3) 略
- (4) スマート農業<u>・農業DX</u>の推進に関すること。
- $(5) \sim (10)$ 略
- (11) 食と農業への理解促進に関すること。
- (12) 略
- (13) <u>6 次産業化及び</u>地産地消の推進に関すること。
- $(14) \sim (22)$ 略

農村振興課

- (1)~(5) 略
- (6) 農村における新事業の創出に関すること。
- (7) (8) 略
- (9) 略
- (10) 中山間地域の農業・農村の活性化<u>及び移</u> 住・定住に関すること。
- (11)~(18) 略
- (19) 漁船及び遊漁船業 に関すること。
- (20) \sim (40) 略

経済流通課

- (1)~(13) 略
- (14) 農産物検査法の施行に関すること。 経営技術課
- (1)~(20) 略
- (21) <u>栃木県農業総合研究センター</u>に関すること。
- (22) 略

生産振興課

- (1) 稲、麦、大豆等の<u>生産及び販売</u>に関すること。
- (2) \sim (4) 略
- <u>(5)</u> 野菜の<u>生産及び販売</u>に関すること。
- (6) 略
- (7) 果樹及び特用作物の<u>生産及び販売</u>に関すること。
- (8) 花きの<u>生産及び販売</u>に関すること。
- (9) ~ (12) 略

畜産振興課・農地整備課 略

県土整備部

監理課

(1)~(11) 略

農政課

- (1) (2) 略
- (3) <u>農産物等を活用した新事業の創出等に関する</u> こと。
- (4) 略
- <u>(5)</u> スマート農業_____の推進に関すること。
- (6)~(11) 略
- (12) 略
- (14)~(22) 略 農村振興課
- (1) \sim (5) 略
- (6) (7) 略
- (8) 農村における関係人口の創出・拡大に関すること。
- (9) 略
- (10) 中山間地域の農業・農村の活性化____ に関すること。
- (11)~(18) 略
- (19) 小型船舶のトン数の測度に関すること。
- (20)~(40) 略 経済流通課
- (1)~(13) 略

経営技術課

- (1)~(20) 略
- (21) <u>栃木県農業試験場</u> に関すること。
- (22) 略
- (23) 栃木県農業環境指導センターに関するこ と。

生産振興課

- (1) 稲、麦、大豆等の<u>生産振興</u>に関すること。
- (2) \sim (4) 略
- (5) 農産物検査法の施行に関すること。
- (6) 野菜の<u>生産振興</u>に関すること。
- (7) 略
- (8) 果樹及び特用作物の<u>生産振興</u>に関すること。
- (9) 花きの<u>生産振興</u>に関すること。
- (10)~(13) 略

畜産振興課・農地整備課 略

県土整備部

監理課

- (1)~(11) 略
- (12) 栃木県下水道管理事務所に関すること。

(7)

技術管理課 略 交通政策課

- (1)~(13) 略
- (14) 自転車活用推進法(同法第8条第1号から 第3号までに掲げる事務に限る。) の施行に関 すること。

道路整備課·道路保全課 略 河川課

- (1) 略
- (2) 流域治水の推進に関すること。
- (3) \sim (12) 略 砂防水資源課 略 上下水道課
- (1) 水道法の施行に関すること (環境保全課の所 掌するものを除く。)。
- (2) 栃木県小規模水道条例の施行に関すること。
- (3) 都市計画法 (下水道事業の認可に関する規定 に限る。) の施行に関すること。
- (4) 下水道法の施行に関すること。
- (5) 社会資本整備重点計画法 (下水道に関する規 定に限る。) の施行に関すること。
- (6) 栃木県下水道管理事務所に関すること。
- (7) その他下水道に関すること。 都市政策課
- (1) 都市計画法(街路事業

____、公園事業及び下水道事業の認可 に関する規定を除く。) の施行に関すること。 (2)~(15) 略

- (16) 都市再生特別措置法 (都市再生整備計画関 連事業に係るものを除く。) の施行に関するこ
- (17) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関 すること (規制区域の指定、許可等に関する事 務に限る。)。
- (18) 略

都市整備課

(1) 都市計画法(街路事業及び

_ の認可 公園事業 に関する規定に限る。) の施行に関すること。

- (2) 略
- (3) 社会資本整備重点計画法(都市計画事業とし て行う道路の新設及び改築並びに都市公園_ ____に関する規定に限る。)の施行に関す ること。

(4) \sim (7) 略

(8) 都市災害復旧事業の施行に関すること__

(13) 栃木県公園事務所に関すること。 技術管理課 略 交通政策課

(1)~(13) 略

道路整備課•道路保全課 略 河川課

- (1) 略
- (2)~(11) 略 砂防水資源課 略

都市計画課

- (1) 都市計画法(街路事業(市町村が施行するも のを除く。)、公園事業及び下水道事業の認可 に関する規定を除く。) の施行に関すること。 (2) \sim (15) 略
- (16) 都市再生特別措置法_

の施行に関するこ

- (17) 都市災害復旧事業の施行に関すること(市 町村又は土地区画整理組合が施行する街路事業 に係るものに限る。)。
- (18) 略

都市整備課

- (1) 都市計画法(街路事業 (市町村が施行するも のを除く。)、公園事業及び下水道事業の認可 に関する規定に限る。) の施行に関すること。
- (2) 略
- (3) 下水道法の施行に関すること。
- (4) 社会資本整備重点計画法(都市計画事業とし て行う道路の新設及び改築、 都市公園並び に下水道に関する規定に限る。) の施行に関す ること。
- (5) \sim (8) 略
- (9) 都市災害復旧事業の施行に関すること<u>(都市</u> 計画課の所掌するものを除く。)。
- (10) その他街路、公園及び下水道に関するこ と<u>。</u>

(8)

(9) 略

- (10) <u>都市再生特別措置法(都市再生整備計画関連事業に係るものに限る。)の施行に関すること。</u>
- (11) <u>その他街路及び公園に関すること。</u> 建築課
- (1)~(14) 略
- (15) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行に関すること。
- (16)~(28) 略 住宅課
- (1)~(8) 略

(9) \sim (26) 略

(27) その他住宅 に関すること。 用地課 略 危機管理防災局・会計局 略

2 · 3 略

(健康福祉センター)

- 第20条 栃木県行政機関設置条例第3条の規定により設置された健康福祉センターのうち、栃木県県東健康福祉センター、栃木県県南健康福祉センター及び栃木県県北健康福祉センター(以下「県東健康福祉センター等」という。)に、総務福祉部及び地域保健部を置き、総務福祉部に総務企画課及び生活福祉課を、地域保健部に健康支援課、健康対策課、生活衛生課及び試験検査課(栃木県県南健康福祉センター及び栃木県県北健康福祉センターに限る。)を置く。
- 2 県東健康福祉センター等の各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務福祉部

総務企画課

- (1)~(18) 略
- (19) 困難な問題を抱える女性への支援に関する 法律の規定による困難な問題を抱える女性(以 下「困難な問題を抱える女性」という。)の調 査及び支援に関すること(困難な問題を抱える 女性の一時保護を行うこと及び女性自立支援施 設の業務を行うことを除く。)。

(20)~(28) 略

生活福祉課 略

地域保健部 略

3 栃木県行政機関設置条例<u>第3条</u>の規定により設置された健康福祉センターのうち、栃木県県西健康福祉センター及び栃木県安足健康福祉センター

(11) 略

建築課

- (1)~(14) 略
- (15) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 の施行に関すること。
- (16)~(28) 略

住宅課

- (1)~(8) 略
- (9) <u>住宅及び宅地に関する調査、企画及び指導に</u> 関すること。
- (10) 宅地の開発及び造成に関すること。
- (11) 宅地造成等規制法の施行に関すること。
- (12)~(29) 略
- (30) 住宅相談所に関すること。
- (31) その他住宅<u>及び宅地</u>に関すること。 用地課 略

危機管理防災局・会計局 略

2 • 3 略

(健康福祉センター)

- 第20条 栃木県行政機関設置条例<u>第6条</u>の規定により設置された健康福祉センターのうち、栃木県県東健康福祉センター、栃木県県南健康福祉センター及び栃木県県北健康福祉センター(以下「県東健康福祉センター等」という。)に、総務福祉部及び地域保健部を置き、総務福祉部に総務企画課及び生活福祉課を、地域保健部に健康支援課、健康対策課、生活衛生課及び試験検査課(栃木県県南健康福祉センター及び栃木県県北健康福祉センターに限る。)を置く。
- 2 県東健康福祉センター等の各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務福祉部

総務企画課

- (1)~(18) 略
- (19) 売春防止法

(-0)	<u>/ </u>		
	の規定による要保護女子		
			の調
查》	及び <u>指導</u> に関すること		
		0	

(20)~(28) 略

生活福祉課 略

地域保健部 略

3 栃木県行政機関設置条例<u>第6条</u>の規定により設置された健康福祉センターのうち、栃木県県西健康福祉センター及び栃木県安足健康福祉センター

(以下「県西健康福祉センター等」という。) に、総務企画課、健康支援課、健康対策課及び生 活衛生課を置く。

4 略

5 栃木県行政機関設置条例<u>第3条</u>の規定により設置された健康福祉センターのうち、栃木県今市健康福祉センター、栃木県栃木健康福祉センター、栃木県矢板健康福祉センター及び栃木県烏山健康福祉センター(以下「今市健康福祉センター等」という。)に総務企画担当及び保健衛生課を置く

6·7 略

(福祉事務所)

第20条の2 栃木県行政機関設置条例第4条の規定 により設置された次の表の左欄に掲げる福祉事務 所は、それぞれ同表の右欄に掲げる健康福祉セン ターに置くものとする。

略

(保健所)

第20条の3 略

- 2 略
- 3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 健康支援課・健康対策課 略 生活衛生課
 - (1) \sim (9) 略

(10) · (11) 略

(12) その他生活衛生(<u>飲用井戸対策及び</u>動物の 愛護を含む。)に関すること。 試験検査課 略

4·5 略

(精神保健福祉センター)

- 第20条の4 栃木県行政機関設置条例<u>第6条の規定</u> により設置された精神保健福祉センターに、企画 審査課、教育相談支援課及び救急情報課を置く。
- 2 略

(児童相談所)

- 第21条 栃木県行政機関設置条例<u>第7条の規定</u>により設置された児童相談所は、次の業務を行う。 (1)~(12) 略
- 2 略
- 3 栃木県県南児童相談所<u>及び栃木県県北児童相談所</u>に、管理課、相談調査課、虐待対応課及び判定 指導課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりと する。

管理課~判定指導課 略

(以下「県西健康福祉センター等」という。) に、総務企画課、健康支援課、健康対策課及び生 活衛生課を置く。

4 略

5 栃木県行政機関設置条例<u>第6条</u>の規定により設置された健康福祉センターのうち、栃木県今市健康福祉センター、栃木県栃木健康福祉センター、栃木県矢板健康福祉センター及び栃木県烏山健康福祉センター(以下「今市健康福祉センター等」という。)に総務企画担当及び保健衛生課を置く。

6 • 7 略

(福祉事務所)

第20条の2 栃木県行政機関設置条例<u>第7条</u> により設置された次の表の左欄に掲げる福祉事務 所は、それぞれ同表の右欄に掲げる健康福祉セン ターに置くものとする。

略

(保健所)

第20条の3 略

- 2 略
- 3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 健康支援課・健康対策課 略 生活衛生課
 - (1) \sim (9) 略
 - (10) 水道の衛生に関すること。

(11) · (12) 略

(13) その他生活衛生 (______動物の 愛護を含む。) に関すること。 試験検査課 略

4·5 略

(精神保健福祉センター)

- 第20条の4 栃木県行政機関設置条例<u>第9条</u> により設置された精神保健福祉センターに、企画 審査課、教育相談支援課及び救急情報課を置く。
- 2 略

(児童相談所)

第21条 栃木県行政機関設置条例<u>第10条</u> により設置された児童相談所は、次の業務を行う。 (1)~(12) 略

2 略

3 栃木県県南児童相談所

__に、管理課、相談調査課、虐待対応課及び判定 指導課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりと する。

管理課~判定指導課 略

4 栃木県県北児童相談所に、管理課、判定指導課

(10)

及び虐待対応課を置き、各課の分掌事務は、次の とおりとする。

管理課

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 職員の服務に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、編集及び保存に関すること。
- (4) 予算の経理に関すること。
- (5) 物品の出納保管に関すること。
- (6) 現金、有価証券等の出納保管に関すること。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 児童福祉施設等に措置した児童に係る費用の 徴収に関すること。
- (9) <u>児童福祉法第24条の3に規定する支給の要否</u> の決定等に関すること。
- (10) <u>児童ケースレコード等の整理保存に関する</u> <u>こと。</u>
- (11) 資料及び統計に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、判定指導課及 び虐待対応課の主管に属しない事務に関するこ と。

判定指導課

- (1) 児童福祉法第11条第1項に規定する市町村に 対する援助等に関すること(虐待対応課の所掌 するものを除く。)。
- (2) <u>児童に関する各般の問題につき、相談に応ずること(虐待対応課の所掌するものを除く。)。</u>
- (3) <u>児童及び家庭</u>についての必要な調査及び指導 に関すること(虐待対応課の所掌するものを除 く。)。
- (4) 巡回相談に関すること。
- (5) 児童福祉法第26条の措置に関すること(虐待 対応課の所掌するものを除く。)。
- (6) 児童福祉法第27条第1項及び第2項並びに第 27条の2の措置に関すること(虐待対応課の所 掌するものを除く。)。
- (7) 児童福祉法第33条の6の規定による委託等に 関すること(虐待対応課の所掌するものを除 く。)。
- (8) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせん に係る児童の保護等に関する法律第7条第2項 (第12条第5項において準用する場合を含 む。)の規定による調査等に関すること。
- (9) 関係機関との連絡調整に関すること(虐待対 応課の所掌するものを除く。)。
- (10) <u>里親を希望する者の申出の受理、調査及び</u> 進達に関すること。
- (11) 里親の支援に関すること。
- (12) <u>児童の医学的、心理学的、教育学的、社会</u> 学的及び精神保健上の判定及び指導に関するこ

<u>4</u> 略

(動物愛護指導センター)

- 第22条 栃木県行政機関設置条例<u>第8条の規定</u>により設置された動物愛護指導センターに、普及指導 課及び愛護管理課を置く。
- 2 略

(環境森林事務所)

第22条の2 栃木県行政機関設置条例<u>第9条</u>の規定により設置された環境森林事務所に、環境部及び森林部を置き、環境部に環境企画課及び環境対策課を、森林部に林業経営課及び森づくり課(栃木県県西環境森林事務所にあっては森づくり第一課、森づくり第二課及び森づくり第三課、栃木県県北環境森林事務所にあっては森づくり第一課及び森づくり第二課)を置く。

2 略

(環境管理事務所)

第22条の3 栃木県行政機関設置条例<u>第10条</u>の規定 により設置された環境管理事務所に環境対策課を 置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

環境対策課 略

(森林管理事務所)

と。

虐待対応課

- (1) 児童福祉法第11条第1項に規定する市町村に 対する援助等に関すること(児童虐待に係るも のに限る。)。
- (2) 児童に関する各般の問題につき、相談に応ずること(児童虐待に係るものに限る。)。
- (3) 児童及び家庭についての必要な調査及び指導 に関すること (児童虐待に係るものに限 る。)。
- (4) <u>児童福祉法第26条の措置に関すること(児童</u> 虐待に係るものに限る。)。
- (5) 児童福祉法第27条第1項及び第2項並びに第 27条の2の措置に関すること(児童虐待に係る ものに限る。)。
- (6) 児童福祉法第33条の6の規定による委託等に 関すること(児童虐待に係るものに限る。)。
- (7) 児童虐待の防止等に関する法律に規定する通告又は送致を受けた場合の措置に関すること。
- (8) 児童虐待の防止等に関する法律第11条第3項の規定による勧告に関すること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定 による面会又は通信の制限に関すること。
- (10) 関係機関との連絡調整に関すること(児童 虐待に係るものに限る。)。
- <u>5</u> 略

(動物愛護指導センター)

- 第22条 栃木県行政機関設置条例<u>第11条</u> により設置された動物愛護指導センターに、普及指導課及び愛護管理課を置く。
- 2 略

(環境森林事務所)

第22条の2 栃木県行政機関設置条例<u>第3条</u>の規定により設置された環境森林事務所に、環境部及び森林部を置き、環境部に環境企画課及び環境対策課を、森林部に林業経営課及び森づくり課(栃木県県西環境森林事務所にあっては森づくり第一課、森づくり第二課及び森づくり第三課、栃木県県北環境森林事務所にあっては森づくり第一課及び森づくり第二課)を置く。

2 略

(環境管理事務所)

第22条の3 栃木県行政機関設置条例<u>第4条</u>の規定 により設置された環境管理事務所に環境対策課を 置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

環境対策課 略

(森林管理事務所)

(12)

第22条の4 栃木県行政機関設置条例<u>第11条</u>の規定 により設置された森林管理事務所に、管理課、林 業経営課及び森づくり課を置く。

2 略

(計量検定所)

- 第23条 栃木県行政機関設置条例<u>第12条の規定</u>により設置された計量検定所に、管理課及び業務課を置く。
- 2 略

第24条 削除

(農業振興事務所)

- 第25条 栃木県行政機関設置条例第13条の規定によ り設置された農業振興事務所に、管理部(栃木県 安足農業振興事務所を除く。)、企画振興部、経 営普及部及び農村整備部 (栃木県安足農業振興事 務所を除く。)を置き、管理部に管理課を、企画 振興部に企画振興課(栃木県安足農業振興事務所 にあっては、企画調整課及び振興課)を、経営普 及部に園芸課(栃木県上都賀農業振興事務所、栃 木県芳賀農業振興事務所及び栃木県下都賀農業振 興事務所にあっては、いちご園芸課及び野菜 課)、農畜産課(栃木県那須農業振興事務所に あっては、農産課及び畜産課)及び経営指導課 を、農村整備部に調査保全課(栃木県河内農業振 興事務所及び栃木県塩谷南那須農業振興事務所を 除く。)、整備課(栃木県下都賀農業振興事務所 にあっては、整備第一課及び整備第二課)及び管 理指導課 を置く。
- 2 各部課 の分掌事務は、次のとおりとする。 ただし、栃木県安足農業振興事務所にあっては管 理部及び農村整備部の事務を企画振興部(企画調 整課と振興課の分掌事務は、所長が別に定め る。) において、園芸課が分課されている農業振 興事務所にあっては園芸課の事務をいちご園芸課 又は野菜課(各課の分掌事務は、所長が別に定め る。) において、農畜産課が分課されている農業 振興事務所にあっては農畜産課の事務を農産課又 は畜産課(各課の分掌事務は、所長が別に定め る。) において、調査保全課が置かれていない農 業振興事務所(栃木県安足農業振興事務所を除 く。) にあっては調査保全課の事務を整備課にお いて、整備課が分課されている農業振興事務所に あっては整備課の事務を整備第一課又は整備第二 課(各課の分掌事務は、所長が別に定める。)に

- 第22条の4 栃木県行政機関設置条例<u>第5条</u>の規定 により設置された森林管理事務所に、管理課、林 業経営課及び森づくり課を置く。
- 2 略

(計量検定所)

- 第23条 栃木県行政機関設置条例<u>第9条</u> により設置された計量検定所に、管理課及び業務課を置く。
- 2 略

(労政事務所)

第24条 栃木県行政機関設置条例第13条により設置 された労政事務所は、労働組合、労働教育、中小 企業労働相談、勤労者の福祉、地域の雇用その他 労働関係に関する業務を行う。

(農業振興事務所)

- 第25条 栃木県行政機関設置条例第14条の規定によ り設置された農業振興事務所に、管理部(栃木県 安足農業振興事務所を除く。)、企画振興部、経 営普及部及び農村整備部(栃木県安足農業振興事 務所を除く。)を置き、管理部に管理課を、企画 振興部に企画振興課(栃木県安足農業振興事務所 にあっては、企画調整課及び振興課)を、経営普 及部に園芸課(栃木県上都賀農業振興事務所、栃 木県芳賀農業振興事務所及び栃木県下都賀農業振 興事務所にあっては、いちご園芸課及び野菜 課)、農畜産課(栃木県那須農業振興事務所に あっては、農産課及び畜産課)及び経営指導担当 を、農村整備部に調査保全課(栃木県河内農業振 興事務所及び栃木県塩谷南那須農業振興事務所を 除く。)、整備課(栃木県下都賀農業振興事務所 にあっては、整備第一課及び整備第二課)及び管 理指導担当を置く。
- 2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。 ただし、栃木県安足農業振興事務所にあっては管 理部及び農村整備部の事務を企画振興部(企画調 整課と振興課の分掌事務は、所長が別に定め る。) において、園芸課が分課されている農業振 興事務所にあっては園芸課の事務をいちご園芸課 又は野菜課(各課の分掌事務は、所長が別に定め る。) において、農畜産課が分課されている農業 振興事務所にあっては農畜産課の事務を農産課又 は畜産課(各課の分掌事務は、所長が別に定め る。) において、調査保全課が置かれていない農 業振興事務所(栃木県安足農業振興事務所を除 く。) にあっては調査保全課の事務を整備課にお いて、整備課が分課されている農業振興事務所に あっては整備課の事務を整備第一課又は整備第二 課(各課の分掌事務は、所長が別に定める。)に

おいて、それぞれ分掌するものとする。

管理部・企画振興部 略

経営普及部

園芸課・農畜産課 略 経営指導課

- (1)~(6) 略
- (7) とちぎグリーン農業の推進に関すること。
- (8) (9) 略

農村整備部

調査保全課・整備課 略 管理指導課

(1)~(7) 略

 $3\sim5$ 略

6 第2項の表農村整備部の部調査保全課の項第3 号及び第4号に掲げる事務並びに同項第5号に掲 げる事務(県営事業に係るものに限る。)並びに 同部整備課の項に掲げる事務並びに同部管理指導 課 の項第1号、第5号、第6号及び第7号に掲 げる事務(県営事業に係るものに限る。)のう ち、足利市及び佐野市の区域に係るものについて は、栃木県下都賀農業振興事務所において行うも のとする。

第26条 削除

おいて、それぞれ分掌するものとする。

管理部・企画振興部 略

経営普及部

園芸課・農畜産課 略 経営指導担当

- (1)~(6) 略
- (7) 環境保全型農業 に関すること。

(8) • (9) 略

農村整備部

調査保全課・整備課 略 管理指導担当

(1)~(7) 略

 $3\sim5$ 略

6 第2項の表農村整備部の部調査保全課の項第3 号及び第4号に掲げる事務並びに同項第5号に掲 げる事務(県営事業に係るものに限る。)並びに 同部整備課の項に掲げる事務並びに同部管理指導 担当の項第1号、第5号、第6号及び第7号に掲 げる事務(県営事業に係るものに限る。)のう ち、足利市及び佐野市の区域に係るものについて は、栃木県下都賀農業振興事務所において行うも のとする。

(農業環境指導センター)

- 第26条 栃木県行政機関設置条例第15条により設置 された農業環境指導センターに、検査課及び防除 課を置く。
- 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 検査課
 - (1) 公印の保管に関すること。
 - (2) 職員の服務に関すること。
 - (3) 文書の収受、発送、編集及び保存に関するこ
 - (4) 予算、決算及び会計事務に関すること。
 - (5) 物品の出納保管に関すること。
 - (6) 肥料及び飼料の立入検査に関すること。
 - (7) 肥料及び飼料の分析検査に関すること。
 - (8) 肥料の生産登録に関すること。
 - (9) 飼料の検定に関すること。
 - (10) 農薬の取締り及び安全使用の指導に関する こと。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、防除課の主管 に属しない事務に関すること。 防除課
 - (1) 病害虫防除の企画及び指導に関すること。
 - (2) 病害虫の発生予察に関すること。
 - (3) 植物の検疫に関すること。
 - (4) 植物防疫情報に関すること。

(病害虫防除所)

(病害虫防除所)

第27条 栃木県行政機関設置条例第14条の規定によ 第27条 栃木県行政機関設置条例第16条 によ

(14)

り設置された病害虫防除所は、<u>栃木県農業総合研</u>究センターに置くものとする。

2 略

(家畜保健衛生所)

第28条 栃木県行政機関設置条例<u>第15条の規定</u>により設置された家畜保健衛生所に、家畜保健部及び家畜衛生研究部(栃木県県南家畜保健衛生所及び栃木県県北家畜保健衛生所にあっては、防疫第一課及び防疫第二課)を置き、家畜保健部に防疫第一課及び防疫第二課を置く。

2 略

(土木事務所)

第33条 栃木県行政機関設置条例第16条の規定によ り設置された土木事務所に、管理部、企画調査 部、用地部、整備部、改良復旧部(栃木県栃木土 木事務所に限る。)、保全部(栃木県安足土木事 務所にあっては、保全第一部及び保全第二部)、 ダム管理部(栃木県矢板土木事務所に限る。)、 公園管理部 (栃木県宇都宮土木事務所に限る。) 及び建築指導担当(栃木県宇都宮土木事務所、栃 木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び 栃木県大田原土木事務所に限る。)を置き、管理 部に総務課を、企画調査部に企画調査課を、栃木 県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃 木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及 び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及 び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部 に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所の整備部に 整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木 県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木 県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木 県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の 整備部に整備第一課及び整備第二課を、栃木県栃 木土木事務所の改良復旧部に改良復旧課を、栃木 県宇都宮土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃 木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所 の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理 課を、栃木県宇都宮土木事務所の公園管理部に公 園管理課を置く。

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。 管理部~ダム管理部 略

公園管理部

公園管理課

(1) 公園(栃木県総合運動公園、栃木県井頭公園、栃木県中央公園、栃木県鬼怒グリーンパーク(公営企業管理者が行う地域振興事業の事業区域を除く。)、栃木県那須野が原公園、栃木県みかも山公園、栃木県日光だいや川公園、栃木県とちぎわんぱく公園及び栃木県日光田母沢

り設置された病害虫防除所は、<u>農業環境指導セン</u> ター に置くものとする。

2 略

(家畜保健衛生所)

第28条 栃木県行政機関設置条例<u>第17条</u> により設置された家畜保健衛生所に、家畜保健部及び家畜衛生研究部(栃木県県南家畜保健衛生所及び栃木県県北家畜保健衛生所にあっては、防疫第一課及び防疫第二課)を置き、家畜保健部に防疫第一課及び防疫第二課を置く。

2 略

(土木事務所)

第33条 栃木県行政機関設置条例第18条の規定により設置された土木事務所に、管理部、企画調査部、用地部、整備部、改良復旧部(栃木県栃木土木事務所に限る。)、保全部(栃木県安足土木事務所にあっては、保全第一部及び保全第二部)、ダム管理部(栃木県矢板土木事務所に限る。)

及び建築指導担当(栃木県宇都宮土木事務所、栃 木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び 栃木県大田原土木事務所に限る。)を置き、管理 部に総務課を、企画調査部に企画調査課を、栃木 県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃 木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及 び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及 び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部 に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所の整備部に 整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木 県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木 県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木 県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の 整備部に整備第一課及び整備第二課を、栃木県栃 木土木事務所の改良復旧部に改良復旧課を、栃木 県宇都宮土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃 木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所 の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理 課を_

__置く。

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。 管理部~ダム管理部 略 御用邸記念公園をいう。以下同じ。) 内の許認 可に関すること。

- (2) 公園の管理運営に関すること。
- (3) 緑の相談業務に関すること。
- (4) 現金の保管に関すること。
- (5) 公園の施設整備工事の調査及び設計に関する
- (6) 公園の施設整備工事の施行、監督及び検査に 関すること。
- (7) 公園施設の維持管理に関する工事の調査及び 設計に関すること。
- (8) 公園施設の維持管理に関する工事の施行、監 督及び検査に関すること。
- (9) 公園施設の維持修繕に関すること。
- (10) 公園施設の災害復旧工事に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、公園の施設整 備及び技術に関すること。

建築指導担当 略

3 略

(下水道管理事務所)

- 第33条の2 栃木県行政機関設置条例第17条の規定 により設置された下水道管理事務所に、総務課、 工務管理課及び維持管理課を置く。
- 2 略

(地方機関)

第34条 各部局及び課に属する事務を分掌させるた め、次の地方機関を置く。

の、次の地力機関を直入。				
	機関	主管部局課室		
		•	略	
	略	略	生活文化ス	
共同参画	とちぎ男女共同参良	人権男女共	ポーツ部	
女性相談	センター(<u>女性相</u>)	同参画課		
<u>-</u> ・ <u>女性</u>	支援センター・女性			
<u>殳</u> ・配偶	自立支援施設・配付			
支援セン	者暴力相談支援セン			
	ター)			
	略	略	保健福祉部	
	略	医薬・生活		
		衛生課		
	略	環境森林政	環境森林部	
		策課		
学校	栃木県林業大学校	林業木材産		
		<u>業課</u>		
			略	
	略	略	農政部	
総合研究	栃木県農業総合研究	経営技術課		
	センター			
	略			
	略	畜産振興課		
 	<u>栃木県農業総合</u> センター 略	略 経営技術課		

建築指導担当 略

3 略

(下水道管理事務所)

第33条の2 栃木県行政機関設置条例第19条 により設置された下水道管理事務所に、総務課、 工務管理課及び維持管理課を置く。

2 略

(地方機関)

第34条 各部局及び課に属する事務を分掌させるた め、次の地方機関を置く

の、次の地力機関を直へ。			
主管部	局課室	機関	
略			
生活文化ス	略	略	
ポーツ部	人権男女共	とちぎ男女共同参画	
	同参画課	センター(<u>婦人相談</u>	
		<u>所</u> ・ <u>婦人</u>	
		保護施設 · 配偶	
		者暴力相談支援セン	
		ター)	
保健福祉部	略	略	
	生活衛生課	略	
環境森林部	環境森林政	略	
	策課		
略			
農政部	略	略	
	経営技術課	栃木県農業試験場	
		略	
	畜産振興課	略	

略

(とちぎ男女共同参画センター)

第40条の4 略

2 • 3 略

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 事業推進課 略

相談支援課

- (1) 略
- (2) 困難な問題を抱える女性

に関する各般の問題につ き、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹 介すること。

- (3) 困難な問題を抱える女性及びその家庭につ き、医学的又は心理学的な援助その他必要な援 を行うこと。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律に規定する被害者(以下「被害 者」という。) に関する各般の問題につき、相 談に応じ、又は女性相談支援員若しくは相談を 行う機関を紹介すること。
- (5) 略
- (6) 困難な問題を抱える女性、被害者等に対する 自立に向けた支援を行うこと。

保護課

- (1) 困難な問題を抱える女性及び被害者(被害者 がその家族を同伴する場合にあっては、被害者 及びその同伴家族)の一時保護を行うこと。
- (2) 困難な問題を抱える女性及び被害者に対し、 医学的又は心理学的な援助その他必要な援助 ____を行うこと。
- (3) 女性自立支援施設の業務を行うこと。

(栃木県林業センター)

- 第56条 栃木県林業センターは、近代林業技術の普 及推進を図るため、次の業務を行う。
 - (1) (2) 略

(3) 略

- 2 略
- 3 栃木県林業センターに、管理課及び研究部を置
- 4 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。 管理課

(1) \sim (9) 略

(10) 略

県土整備部 監理課 栃木県公園事務所

(とちぎ男女共同参画センター)

第40条の4 略

- 2 3 略
- 4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 事業推進課 略 相談支援課
 - (1) 略
 - (2) 売春防止法に規定する要保護女子(以下「要 保護女子」という。) に関する各般の問題につ き、相談に応ずること
 - (3) 要保護女子 及びその家庭につ き、必要な調査及び心理学的判定を行い、並び にこれらに付随して必要な指導を行うこと。
 - (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等 に関する法律に規定する被害者(以下「被害 者」という。) に関する各般の問題につき、相 談に応じ、又は婦人相談員 若しくは相談を 行う機関を紹介すること。
 - (5) 略
 - (6) 要保護女子 、被害者等に対する 自立に向けた支援を行うこと。

保護課

- (1) 要保護女子 及び被害者(被害者 がその家族を同伴する場合にあっては、被害者 及びその同伴家族)の一時保護を行うこと。
- (2) 要保護女子 _____及び被害者に対し、 医学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに 付随して必要な指導を行うこと。
- (3) 婦人保護施設 の業務を行うこと。

(栃木県林業センター)

- 第56条 栃木県林業センターは、近代林業技術の普 及推進を図るため、次の業務を行う。
 - (1) (2) 略
 - (3) 林業に関する教育及び研修に関すること。 (4) 略
- 2 略
- 3 栃木県林業センターに、研修部及び研究部を置
- 4 各部 の分掌事務は、次のとおりとする。 研修部
 - (1) \sim (9) 略
 - (10) 宿日直に関すること。
 - (11) 林業機械等及び車両の技能研修に関するこ
 - (12) 林業技術の普及教育に関すること。
 - (13) 略

研究部

(1)~(19) 略

(栃木県林業大学校)

- 第57条 栃木県林業大学校は、林業に関する教育及 び研修を行うことにより、本県における次代の林 業を担う人材の育成を図るため、次の業務を行
 - (1) 林業に関する教育及び研修に関すること。
 - (2) 林業技術の普及に関すること。
- 2 栃木県林業大学校は、宇都宮市に置く。
- 3 栃木県林業大学校に、総務課及び教務課を置
- 4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課
 - (1) 公印の保管に関すること。
 - (2) 職員の服務に関すること。
 - (3) 文書の収受、発送、編集及び保存に関するこ
 - (4) 予算の経理に関すること。
 - (5) 財産の保全に関すること。
 - (6) 現金、有価証券等の出納保管に関すること。
 - (7) 物品の出納保管に関すること。
 - (8) 生産物の売払その他の処分に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、教務課の主管に 属しない事務に関すること。 教務課
 - (1) 林業者等に対する専門的知識及び技術の教育 及び研修に関すること。
 - (2) 林業機械等及び車両の技能研修に関するこ
 - (3) 林業技術の普及教育に関すること。

第58条及び第59条 削除

(栃木県農業総合研究センター)

- 第70条 栃木県農業総合研究センターは、農業の発 展方向に対応しつつ普及及び指導奨励に直接役立 つ技術の確立を図るとともに、環境と調和した農 業生産に資するため、次の業務を行う。
 - (1)~(4) 略
 - (5) 肥料、飼料及び農薬に関すること。
 - (6) 植物の検疫及び病害虫の防除に関すること。
 - <u>(7</u>) 略
- 2 栃木県農業総合研究センターは、宇都宮市に置
- 3 栃木県農業総合研究センターに、管理部、環境 技術指導部及び研究開発部を置き、管理部に管理 課を、環境技術指導部に検査指導課及び防除課 を、研究開発部に水稲研究室、麦類研究室、野菜 研究室、果樹研究室、花き研究室、生物工学研究

研究部

(1)~(19) 略

第57条から第59条まで 削除

(栃木県農業試験場)

第70条 栃木県農業試験場 は、農業の発 展方向に対応しつつ普及及び指導奨励に直接役立 つ技術の確立に関する開発的試験研究を行う

ため、次の業務を行う。

(1) \sim (4) 略

(5) 略

2 栃木県農業試験場 は、宇都宮市に置

3 栃木県農業試験場 に、管理部 及び研究開発部を置き、管理部に管理

、研究開発部に水稲研究室、麦類研究室、野菜 研究室、果樹研究室、花き研究室、生物工学研究 室、病理昆虫研究室及び土壌環境研究室を置く。

る。

管理部

管理課

- (1)~(7) 略
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境技術指導部 及び研究開発部の主管に属しない事務に関する こと。

環境技術指導部

検査指導課

- (1) 肥料及び飼料の立入検査に関すること。
- (2) 肥料及び飼料の分析検査に関すること。
- (3) 肥料の生産登録に関すること。
- (4) 飼料の検定に関すること。
- (5) 農薬の取締り及び安全使用の指導に関するこ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防除課の主管に 属しない事務に関すること。

防除課

- (1) 病害虫防除の企画及び指導に関すること。
- (2) 病害虫の発生予察に関すること。
- (3) 植物の検疫に関すること。
- (4) 植物防疫情報に関すること。

研究開発部 略

5 栃木県農業総合研究センターに研究所及び農場 5 栃木県農業試験場 を置き、その名称及び位置は、次のとおりとす

名称	位置
栃木県農業総合研究センター	略
<u>いちご研究所</u>	
栃木県農業総合研究センター	略
<u>原種農場</u>	

6 略

(栃木県農業大学校)

第71条 略

2 • 3 略

4 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。 事務部

総務課

- (1) \sim (3) 略
- (4) 予算、決算及び会計事務に関すること。
- (5)~(10) 略
- (11) 各部課間の連絡調整に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他部課の主管 に属しない事務に関すること。

学生課

- (1) 学生 の身分及び賞罰に関するこ
- (2) 学生の 保健衛生に関すること。

室、病理昆虫研究室及び土壌環境研究室を置く。

4 各部課研究室の分掌事務は、次のとおりとす 4 各部課研究室の分掌事務は、次のとおりとす る。

管理部

管理課

- (1)~(7) 略
- (8) 前各号に掲げるもののほか、

研究開発部の主管に属しない事務に関する こと。

研究開発部 略

に研究所及び農場 を置き、その名称及び位置は、次のとおりとす る。

名称	位置
栃木県農業試験場いちご研究	略
<u>所</u>	
栃木県農業試験場原種農場	略

6 略

(栃木県農業大学校)

第71条 略

- 2 3 略
- 4 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。 事務部

総務課

- (1) \sim (3) 略
- (4) 予算の経理 ____に関すること。
- (5)~(10) 略
- (11) 各部 間の連絡調査に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他部 の主管 に属しない事務に関すること。

学生課

- (1) 学生及び研修生の身分 に関するこ と。
- (2) 給食及び保健衛生に関すること。

- (3) 学生_____の募集<u>、入学及び卒業</u>に関す | (3) 学生及び研修生の募集 に関す ること。
- (4) <u>学生の成績及び</u>学籍簿_____に関す ること。
- (5) 外部講師 に関するこ と。
- (6) 略
- (7) 全国農業大学校協議会に関すること。
- (8) 同窓会・後援会の運営支援に関すること。
- (1) 農業総合学科、畜産学科及びいちご学科の教 育に関すること。

(2) · (3) 略

第79条から第87条まで 削除

- ること。
- (4) _____学籍簿及び受講者台帳に関す ること。
- (5) 文献、図書その他資料収集保管に関するこ
- (6) 略

教務部

- (1) 農業経営、園芸経営及び畜産経営 の教 育に関すること。
- (2) 作物、園芸、畜産及び食品科学に関する高度 な専門的教育に関すること。
- (3) 教育計画の立案に関すること。
- (4) (5) 略

第79条から第86条まで 削除

(栃木県公園事務所)

- 第87条 栃木県公園事務所は、栃木県総合運動公 園、栃木県井頭公園、栃木県中央公園、栃木県鬼 怒グリーンパーク(公営企業管理者が行う地域振 興事業の事業区域を除く。)、栃木県那須野が原 公園、栃木県みかも山公園、栃木県日光だいや川 公園、栃木県とちぎわんぱく公園及び栃木県日光 田母沢御用邸記念公園の施設整備及び管理運営に 関する業務を行う。
- 2 栃木県公園事務所は、宇都宮市に置く。
- 3 栃木県公園事務所に、総務課及び工務管理課を 置く。
- 4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課
 - (1) 公印の保管に関すること。
 - (2) 職員の服務に関すること。
 - (3) 文書の収受、発送、編集及び保存に関するこ
 - (4) 予算、決算及び会計事務に関すること。
 - (5) 物品の出納保管に関すること。
 - (6) 工事請負契約に関すること。
 - (7) 県有財産の維持管理に関すること。
 - (8) 所内の取締りに関すること。
 - (9) 公園内の許認可(技術に関することを除 く。) に関すること。
 - (10) 公園の管理運営(技術に関することを除 く。) に関すること。
 - (11) 緑の相<u>談業務に関すること。</u>
 - (12) 現金の保管に関すること。
 - (13) 公共用地の取得及び補償に関すること。
 - (14) 公共用地の登記に関すること。
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に

(支所長、分室長、技術支援センター長、校長、 研究所長及び農場長)

第91条の2 出先機関に置かれた支所に支所長、分室に分室長、技術支援センターに技術支援センター長、産業技術専門校(県北産業技術専門校等に限る。)に校長、研究所(<u>栃木県農業総合研究センターいちご研究所</u>に限る。)に研究所長、農場に農場長を置く。

2 略

(附属機関)

第93条 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

五云寺は、外のこわりてめる。				
主管部	局課室	附属機関		
略				
保健福祉部	保健福祉課	栃木県社会福祉協議会		
	医療政策課	略		
		栃木県准看護師試験 委員		
		栃木県立病院地方独 立行政法人評価委員 会		
	略	略		
	医薬・生活	略		

- 属しない事務に関すること。
 - 工務管理課
- (1) 公園の施設整備工事の調査及び設計に関すること。
- (2) 公園の施設整備工事の施行、監督及び検査に 関すること。
- (3) 公園施設の維持管理に関する工事の調査及び 設計に関すること。
- (4) 公園施設の維持管理に関する工事の施行、監督及び検査に関すること。
- (5) <u>公園内の許認可(技術に関することに限る。)に関すること。</u>
- (6) <u>公園の管理運営(技術に関することに限る。)に関すること。</u>
- (7) 公園施設の維持修繕に関すること。
- (8) 公園施設の災害復旧工事に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に属 さない公園の施設整備及び技術に関すること。

(支所長、分室長、技術支援センター長、校長、 研究所長及び農場長)

第91条の2 出先機関に置かれた支所に支所長、分室に分室長、技術支援センターに技術支援センター長、産業技術専門校(県北産業技術専門校等に限る。)に校長、研究所(<u>栃木県農業試験場いちご研究所</u>に限る。)に研究所長、農場に農場長を置く。

2 略

(附属機関)

第93条 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

五 子は、			
主管部局課室		附属機関	
略			
保健福祉部	保健福祉課	栃木県社会福祉協議会 地方独立行政法人栃 木県立がんセンター 及び地方独立行政法 人栃木県立リハビリ テーションセンター 評価委員会	
	医療政策課	略 栃木県准看護師試験 委員	
	略	略	
	生活衛生課	略	

	衛生課	とちぎ食の安全・安 心推進会議 <u>栃木県麻薬中毒審査</u> 会 栃木県地方薬事審議			とちぎ食の安全・安 心推進会議
		<u>会</u> 栃木県薬物指定審査 会			
				<u>薬務課</u>	栃木県麻薬中毒審査 <u>会</u> 栃木県地方薬事審議 <u>会</u>
					栃木県薬物指定審査 <u>会</u>
略	略	略	略	略	略
<u>哈</u> 県土整備部	略	略	県土整備部	略	略
不工定開 即	都市政策課	略		都市計画課	略
	略	略		略	略
略	Į.		略	<u> </u>	ı

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(栃木県公衆浴場審議会規則の一部改正)

2 栃木県公衆浴場審議会規則(昭和36年栃木県規則第71号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第7条 審議会の庶務は、保健福祉部医薬・生活衛	第7条 審議会の庶務は、保健福祉部生活衛生課
<u>生課</u> において所掌する。	において所掌する。

(栃木県開発登録簿閲覧規則の一部改正)

得なければならない。

略

3 栃木県開発登録簿閲覧規則(昭和45年栃木県規則第67号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

一	一般に指げる死亡に一派でかっように改正する。
改 正 後	改 正 前
(閲覧所の設置)	(閲覧所の設置)
第2条 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第	第2条 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第
49号) 第38条第1項の規定により、登録簿閲覧所	49号)第38条第1項の規定により、登録簿閲覧所
(以下「閲覧所」という。) を栃木県県土整備部	(以下「閲覧所」という。)を栃木県県土整備部
都市政策課内に置く。	<u>都市計画課</u> 内に置く。
(閲覧の手続等)	(閲覧の手続等)
第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、備え付け	第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、備え付け
の開発登録簿閲覧申請簿(別記様式第1号)に必	の開発登録簿閲覧申請簿(別記様式第1号)に必
要事項を記入のうえ、栃木県県土整備部 <u>都市政策</u>	要事項を記入のうえ、栃木県県土整備部 <u>都市計画</u>
<u>課長</u> (以下「 <u>都市政策課長</u> 」という。)の承認を	<u>課長</u> (以下「 <u>都市計画課長</u> 」という。) の承認を

得なければならない。

2 略

(閲覧の停止又は禁止)

第9条 都市政策課長は、次の各号のいずれかに該 当する者の閲覧を停止し、又は禁止することがで きる。

(1) \sim (3) 略

(閲覧の停止又は禁止)

第9条 都市計画課長は、次の各号の一に 当する者の閲覧を停止し、又は禁止することがで きる。

(1) \sim (3) 略

(栃木県都市公園条例施行規則の一部改正)

4 栃木県都市公園条例施行規則(昭和49年栃木県規則第16号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 正 後

(許可証の交付)

第8条 知事又は栃木県宇都宮土木事務所長(以下 「所長」という。)は、法第5条第1項、法第6 条第1項若しくは第3項又は条例第3条第1項若 しくは第3項の規定により許可を受けた者に対 し、次の表に掲げる名称及び様式の許可証を交付 するものとする。

略

2 略

(保管した工作物等の一覧簿)

- 第10条の3 条例第10条の3第2項の保管した工作 物等の一覧簿を閲覧に供する場所は栃木県宇都宮 土木事務所とし、その閲覧時間は午前8時30分か ら午後5時15分までとする。

改 正 前

(許可証の交付)

第8条 知事又は栃木県公園事務所長 (以下 「所長」という。)は、法第5条第1項、法第6 条第1項若しくは第3項又は条例第3条第1項若 しくは第3項の規定により許可を受けた者に対 し、次の表に掲げる名称及び様式の許可証を交付 するものとする。

略

2 略

(保管した工作物等の一覧簿)

- 第10条の3 条例第10条の3第2項の保管した工作 物等の一覧簿を閲覧に供する場所は栃木県公園事 とし、その閲覧時間は午前8時30分か ら午後5時15分までとする。
- 2 略

(栃木県飼料検定条例施行規則の一部改正)

5 栃木県飼料検定条例施行規則(昭和53年栃木県規則第62号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改 TF.

改 TF.

(飼料検定申請書の提出)

第2条 条例第2条の規定により検定の申請をしよ うとする者は、別記様式第1号による飼料検定申 請書を正副3部農業総合研究センター所長に提出 しなければならない。

(飼料検定申請書の提出)

第2条 条例第2条の規定により検定の申請をしよ うとする者は、別記様式第1号による飼料検定申 請書を正副3部農業環境指導センター所長に提出 しなければならない。

前

別記様式第1号及び別記様式第2号中「栃木県農業環境指導センター所長」を「栃木県農業総合研究セン ター所長」に改める。

(栃木県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

6 栃木県屋外広告物条例施行規則(平成11年栃木県規則第46号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改 正 後

改 正 前

(登録簿の閲覧)

第17条の7 条例第26条の5の規定により登録簿を 閲覧に供する場所は、栃木県県土整備部都市政策 課とし、その閲覧時間は、同課の執務時間とす る。

(登録簿の閲覧)

第17条の7 条例第26条の5の規定により登録簿を 閲覧に供する場所は、栃木県県土整備部都市計画 課とし、その閲覧時間は、同課の執務時間とす

(監督処分簿の閲覧場所等)

(監督処分簿の閲覧場所等)

- 第25条 条例第29条の3第1項の規定により屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供する場所は、栃木県県土整備部<u>都市政策課</u>とし、その閲覧時間は、同課の執務時間とする。
- 2 · 3 略

第25条 条例第29条の3第1項の規定により屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供する場所は、栃木県県土整備部<u>都市計画課</u>とし、その閲覧時間は、同課の執務時間とする。

2 · 3 略

(栃木県景観審議会規則の一部改正)

7 栃木県景観審議会規則 (平成15年栃木県規則第30号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後改正前(庶務)(庶務)(庶務)第6条審議会の庶務は、県土整備部都市政策課において処理する。第6条審議会の庶務は、県土整備部都市計画課において処理する。

(栃木県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正)

B 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成27年栃木県規則第37号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

一人の名の歌正的の間に問ける別定と内名の歌正長の	M. 130, 600 C. 100 C. 1
改 正 後	改 正 前
(栃木県薬物指定審査会)	(栃木県薬物指定審査会)
第8条 略	第8条 略
$2\sim6$ 略	2~6 略
7 審査会の庶務は、保健福祉部医薬・生活衛生課	
において処理する。	において処理する。
8 略	8 略

(栃木県流域下水道事業財務規則の一部改正)

(事務の決裁、専決及び委任)

9 栃木県流域下水道事業財務規則(令和2年栃木県規則第36号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

第2条 流域下水道事業の業務に係る事務のうち、 知事の決裁事項は、別表第1の知事決裁事項の欄 に掲げるとおりとし、県土整備部長(以下「部 長」という。)の専決事項は、同表の部長専決事 項の欄に掲げるとおりとし、上下水道課長(以下

「課長」という。)の専決事項は、同表の課長専決事項の欄に掲げるとおりとする。

2·3 略

(企業出納員)

第3条 略

- 2 前項の企業出納員は、知事が指定する<u>上下水道</u> <u>課</u>の総括課長補佐及び下水道管理事務所の総括所 長補佐をもって充てる。
- 3 第1項に規定する企業出納員が欠けたとき又は 不在のときは、知事が指定する<u>上下水道課</u>の職員 又は下水道管理事務所の職員がその職務を行う。

(事務の決裁、専決及び委任)

第2条 流域下水道事業の業務に係る事務のうち、 知事の決裁事項は、別表第1の知事決裁事項の欄 に掲げるとおりとし、県土整備部長(以下「部 長」という。)の専決事項は、同表の部長専決事 項の欄に掲げるとおりとし、<u>都市整備課長</u>(以下 「課長」という。)の専決事項は、同表の課長専 決事項の欄に掲げるとおりとする。

2 · 3 略

(企業出納員)

第3条 略

- 2 前項の企業出納員は、知事が指定する<u>都市整備</u> <u>課</u>の総括課長補佐及び下水道管理事務所の総括所 長補佐をもって充てる。
- 3 第1項に規定する企業出納員が欠けたとき又は 不在のときは、知事が指定する<u>都市整備課</u>の職員 又は下水道管理事務所の職員がその職務を行う。

(管理換え)

第49条 <u>上下水道課</u>と下水道事務所との間において、棚卸資産の管理換えを行おうとするときは、管理換え要求(承諾)書及び管理換え送付(受領)書により行わなければならない。

(管理換え)

第49条 <u>都市整備課</u>と下水道事務所との間において、棚卸資産の管理換えを行おうとするときは、管理換え要求(承諾)書及び管理換え送付(受領)書により行わなければならない。

(人事課)